

5 土農発第540号
令和6年3月28日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

〇〇〇市町村長

市町村名 (市町村コード)	土佐町 (393631)
地域名 (地域内農業集落名)	田井地区 (三島、上野、田井、中島、樺、大淵、早明浦、古味、井尻、下川、上津川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年 3月 17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地域の高齢化が進み、担い手不足になっている。
- ・集落協定がなく、組織的に活動することが難しい。
- ・一部条件が悪い農地がある。
- ・農業収入が少ない。
- ・荒らすわけにはいかないの、なんとか農地を維持していきたい。

【地域の基礎的データ】

農業者:39人(うち50歳代以下8人)、山下農園、本山町農業公社、(株)れいほく未来 3経営体
主な作物:水稲、米ナス、トマト

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・鳥獣被害防止対策の実施。
- ・栽培する品目を絞り込んで栽培していく。
- ・地域内外での担い手の育成、確保に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
耕作放棄地が出ないように、現状の農地の維持管理に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の出し手と受け手がマッチした時には、農地中間管理機構を活用し、集積化に努める。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外からの担い手を確保・育成し、農地維持に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・一部の農作業を本山町農業公社を活用し、農作業の効率化を図る。 ・田植えをドローンで行い、農作業の効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシの被害が拡大しないように、電気牧柵や防護柵等の設置を行う。
- ②減農薬、減肥料などの取り組みを進め、有機農業を推進していく。
- ⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地の保全、管理に努める。